

7 振動関係

7 - (1) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～翌日の午前8時)
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 1 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

2 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第2種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

7 - (2) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

1 特定建設作業

特 定 建 設 作 業 名
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く） 又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

(備考) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

2 規制基準

規 制 項 目	基 準
基 準 値	75デシベル
作業禁止時間	第1号区域 午後7時～午前7時
	第2号区域 午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域 10時間/日
	第2号区域 14時間/日
最大作業日数	連続6日
作業禁止日	日曜日、休日

(注) 振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

(備考)

第 1 号区域	特定工場等に係る区域区分のうち，第 1 種区域及び第 2 種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域 上記工業地域のうち，次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートル以内の区域 ア 学校教育法第 1 条に規定する学校 イ 児童福祉法第 7 条に規定する保育所 ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
第 2 号区域	特定工場等に係る区域のうち，上記第 1 号区域以外の区域。

7 - (3) 振動規制法第 16 条第 1 項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～翌日の午前 8 時)
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは，特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。(7 - (1)参照)
- 2 振動の測定場所は，道路の敷地の境界線とする。

7 - (4) 振動規制法に基づく地域指定状況

(平成17年 3 月末現在)

対 象 市 町					直 近 告 示 日
鹿屋市	加世田市	川辺町	隼人町	中種子町	平成16年 4 月 9 日
枕崎市	国分市	市来町	湧水町	瀬戸内町	
串木野市	西之表市	東市来町	大隅町	和泊町	
阿久根市	垂水市	伊集院町	末吉町	知名町	
名瀬市	薩摩川内市	さつま町	志布志町		
出水市	山川町	加治木町	高山町		
大口市	額娃町	始良町	吾平町		
指宿市	知覧町	溝辺町	錦江町		

鹿児島市は平成 8 年に中核市となって以降，鹿児島市長が独自に指定している。